

◎ 第133回定例研究会 9月20日(木) 於:静岡県評会議室

## 障害基礎年金停止(予告)問題 —障害年金の持続可能性に向けての課題— 磯野博 氏(日本医療総合研究所 協力研究員)

### ●障害年金の持続可能性に向けての課題

a 受給額が低額であり、“ナショナルミニマム”としての機能を果たしていない。

・2015年を基本にし、重度障害者の年収を概算すると以下ようになる。

⇒障害基礎年金2級受給額は、78万円/年である。これに福祉的就労の工賃18万円/年が加わっても96万円/年であり、貧困線を大きく下回る。

b 防貧機能が低下しており、“セーフティネット”としての機能を果たしていない。

・1990年代後半からは、障害年金と生活保護との併給率、併給者数ともに徐々に上昇しており、併給率は5%を超えている。

c 労働・雇用政策との“統合”が具体化していない。

・障害年金1級・2級の認定基準は日常生活能力に基づいているが、平均的な生活環境における一般的な生活能力を考慮した想像上のものでしかない。

・障害者の保護雇用が制度化されていない。

d 障害年金には格差が存在しており“シームレス”ではない。

・制度間格差⇒障害が同程度でも、障害厚生年金は3級に落とされる場合が多い。

・障害間格差⇒知的障害より精神障害の方が1級の適応が厳格である。

・地域間格差⇒認定医の裁量により、都道府県間に障害認定の格差がある。

・制度間格差を低位平準化の方向で解決する。

・障害基礎年金受給者を抑制する。

・診断書作成医や認定医の裁量範囲を小さくし、行政の裁量範囲を拡大する。

### ●障害基礎年金支給停止(予告)問題の要因

・「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(2016.9)は障害基礎年金の地域間格差の是正を目的にしており、精神・知的・発達障害のみに留まらず、他の障害にも影響がある。

・法律やこれに順ずる政省令より、技術的指導である通知が優先される。

・障害認定基準の改正(1986)を無視した都道府県の認定医による判定が行われた。

・既に地方裁定の再認定を受けた場合、「当分の間」、障害の状態に変化がない限り、従前の等級を尊重するという考え方になっている。

### ●障害基礎年金支給停止(予告)問題への対応

①旧法の障害福祉年金から裁定替えとなった受給権者は旧法の認定基準を尊重する。

②一定期間、同一の等級で受給してきた者には、不利になる変更を安易に適用しない。

③一定年齢に達したら、生活の立て直しが不可能となるので級落ちをおこなわない。

④前回と同じ内容の診断書が出された場合は原則として級落ちさせない。

⑤級落ちの理由は、反論する権利が行使できる程度の具体性をもって本人に文書で交付する。

### ●障害年金における障害認定の方向性

・集権的な障害認定システムに変更するのではなく、都道府県単位の認定を充実させるべきである。

・機能・能力障害だけではなく、社会的不利の要素も障害認定には取り入れることが必須である。

・住民や障害者参加のもとでの障害認定は、分権化せずには不可能である。

\*連絡先: 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>